

平成21年度地域経営推進事業 募集要領

平成21年6月29日
国土交通省国土計画局

1. 趣旨

全国で人口減少、高齢化が進展する中、地域活性化は喫緊の課題ですが、特に地方の衰退は中心部から離れた周辺地域ほど激しく、人、土地、ムラの空洞化が進んでいます。空洞化に伴い、従来集落が担っていた道路や水路等の管理機能の低下など生活を支える機能が低下する一方、従来の発想を転換し、複数の集落が協力し合って生活に必要なサービスを提供したり、地域資源を活用した新しいサービスや商品を生み出したりすることにより、地域の生活を維持し、活性化を図っていかうとする動きも見られます。

他方、平成20年7月に決定された国土形成計画では、複数市町村の連携・相互補完による都市機能の維持増進を図ることとしているほか、政府では、中心市と周辺市町村が役割分担を行い生活に必要な機能を確保する「定住自立圏構想」の実現を推進しています。広域的な生活圏域の形成のためには、中心市だけでなく、周辺市町村が効果的かつ効率的に生活機能を提供する必要がありますが、人口減少・高齢化が進む中で周辺市町村における生活機能を維持するためには、中心集落が周辺の基礎集落と連携を深め、積極的に協力していくことが重要になってきます。

このような状況を踏まえ、本事業は、地域の発意により、周辺市町村等の中心集落に生活に必要な機能を集約化すること、あるいは、基礎集落と中心市をつなぐ中継基地としての機能を強化することをモデル的に実施し、社会資本の管理や整備の重点化、官民連携による社会的サービスの維持・強化、生活を豊かにする新たなサービスの創出など、効果的・効率的な社会資本整備と一体となった地域づくりの推進を図ることを目的とします。

2. 事業内容

本事業においては、次の(1)又は(2)に該当する提案を募集します。

(1) 日常生活機能の集約による広域地方整備重点化モデル事業

広域的な生活圏域において、周辺部の中心集落が日常的な生活サービス提供の重要な拠点となっていますが、高齢化の進展や人口流出に伴い、空き店舗の増加など機能の低下が見られます。一方、既存施設が点在しており、特に自動車の運転が困難な高齢者などにとって、利便性が低下してきています。

このような状況に対し、中心集落における空き店舗や遊休施設・スペースを活用して新たな生活サービスの提供等を行い、併せて中心集落への交通手段や中心集落内での移動手段の確保、高齢者等のための一時的な住宅の確保等を行うことにより、地域における生活サービス水準を維持し、住民が安心して生活できる環境を築くことができると考えています。

本事業では、このような考え方にに基づき、周辺市町村等において効果的・効率的に生活サービスを提供するため、中心集落への生活機能（買い物、郵便・金融、医療、文化・交流等）の集約化を図り、中心集落への交通手段の確保等と組み合わせた実証調査を行うことにより、地域社会への効果や地域の社会資本の利用状況の変化、社会的サービスの提供水準や利用状況の変化等を検証します。

（２）中心集落の中継機能強化による広域地方整備重点化モデル事業

広域的な生活圏域では、中心市に高度な都市機能が集中しており、周辺市町村の住民は、これらの機能を利用するためには中心市まで出向いてサービスを楽しむ必要があります。高齢化の進展や人口の流出に伴い、中心市でしかサービスを受けられない機能も増えてきており、特に中心市までの移動が困難な地域や住民にとって、利便性が低下してきています。

このような状況に対し、住民が頻繁に、あるいは定期的に利用する機能については、身近な地元市町村の既存施設等において提供し、併せて当該施設までの交通手段の確保、サービスを提供する人材の育成等を行うことにより、住民の生活の安定や利便性の向上を図り、住民が安心して生活できる環境を築くことができると考えています。

本事業では、このような考え方にに基づき、周辺市町村において中心市の都市機能を利用できるよう、中心市で提供されているサービスの一部を中心集落で提供するなど中継機能（中心市の病院と集落の診療所の連携等）の強化を図り、交通手段の確保等と組み合わせた実証調査を行うことにより、地域社会への効果や地域の社会資本の利用状況の変化、社会的サービスの提供水準や利用状況の変化等を検証します。

3. 募集提案に関する方針

（１）応募主体

応募主体は、以下の団体とします。

- ①市町村
- ②地域協議会（市町村及び民間事業者等により構成されるもの。ただし、市町村が代表になっているものに限りません。）

（２）対象地域

広域的な生活圏域を構成する周辺市町村等の中心集落を対象とします。

※広域的な生活圏域を構成する周辺市町村等について

広域的な生活圏域を構成する市町村、または形成に向けた取組を行っている市町村の中で、一定の人口規模を有し、周辺地域に都市機能が及んでいる市町村を中心市、その周辺の市町村を周辺市町村とします。

また、総務省が策定した定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号）でいう定住自立圏の周辺市町村は対象とします。

なお、平成 11 年度以降に合併している場合は、合併前の市町村のう

ち人口が最大の市町村を中心市とし、その他の市町村は周辺市町村とします。

※中心集落について

原則として、市町村役場若しくは旧役場が立地している集落とします。

(3) 対象経費

イ. 本事業の1件あたりの委託金額は上限1,500万円です。

ただし、予算の範囲内で、提案頂いた内容のうち特に先導性の高いものや地域への効果が大きいもの等を優先的に実施するため、委託金額が応募の金額から変動することがあります。(選定のプロセスについては、4.(1)参照。)

ロ. 本事業の調査において、委託費で措置する経費は主に以下のようなものを想定しています。

①事前調査に要する経費

例：実証調査を実施するに当たり必要となるデータの収集、専門家の意見聴取等に要する経費など

②実施計画策定等に要する経費

例：実施計画の策定、関係者間の調整のための会議等に要する経費など

③実証調査実施に要する経費

例：実証調査で利用する空き店舗等の賃貸料、什器・情報通信機器等のリース料、送迎バス等試行のための自動車のリース料、アルバイト代、通信費、専門家の意見聴取等に要する経費など

④実証調査の総括に要する経費

例：実証実験による交通量の変化や住民満足度の変化等に関する統計解析、専門家の意見聴取、調査報告書の印刷等に要する経費など

ハ. 以下のような経費は委託費による措置の対象とはなりません。

①応募団体により従来から行われている取組の単純な振替に当たる経費

②国、都道府県により別途、補助金、委託費等が支給されている経費

③市町村職員の人件費、旅費

④恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用

(4) 事業期間

原則として単年度で終了することとしますが、年度を超えて実施すべき特別の理由がある場合には、2カ年で実施する事業内容の提案をすることができます。ただし、契約は単年度ごとに行いますので、2年目も改めて応募していただく必要があります。この場合、審査の結果、継続が認められない場合もありますので予めご了承ください。

(5) 事業の成果

委託調査の実施期間の終了日までに、事業報告書を提出して頂きます。なお、報告書は国土交通省のホームページ等で公開します。

4. 選定に関する方針

本事業に応募された提案の選定にあたっては、以下の方針に従い行うものとします。

(1) 選定プロセス

応募から提案の採択、事業の実施までのプロセスは以下の通りです。

①提案の公募

国は、本募集要領により、公募を行います。(提出書類は5. 参照)

②提案の応募

応募主体は、期日までに指定された提出先へ提案を応募します。(応募締切及び提出先は6. 及び7. 参照)

③提案の選定

国は、(2)に定める評価方針に則り提案を評価するとともに、有識者委員会の意見を踏まえた上で、優れていると認められるものを選定し、採択します。この際、提案内容のうち一部のみを採択することがあります。また、評価の過程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行うことがあります。追加資料の請求の際に指定した期日までに資料の提出がない場合やヒアリングに応じることができない場合には評価の対象とならない場合があります。

④契約の締結

国は採択された提案について応募主体へ通知するとともに、国及び応募主体の間において実施内容を精査した上で、本事業の調査委託契約を締結します。

(2) 評価方針

本事業の選定にあたっては、以下の視点から評価を行います。

イ. 外形審査

審査書類について、募集の要件等を満たしているか外形的な確認を行います。

ロ. 内容審査

応募内容について、特に以下の事項に留意し、評価します。

①地域課題把握の的確性

人口減少、集落機能の低下等地域の現状を踏まえ、広域的な生活圏域の発展や効率的な地域経営に向けた具体的な課題設定が行われていること。

②地域社会における取組との整合性

応募市町村による地域の将来構想や中心市との連携状況、地域活性化に向けた応募市町村の施策やNPO等の活動状況など地域社会における取組との整合性が取れていること。また、事業の実施に当たり、応募市

町村と地域で活動している NPO 等との連携が図れるよう、十分な協力関係が築かれていること。

③先進性・チャレンジ性・モデル性

地域特性を十分に踏まえ、(i)地域の意欲を反映した目標が設定され、地域の創意工夫による目標達成の基本方針が示されていること、(ii)同様の課題を抱える地域の参考となる取組であり、波及的な効果が期待できること。

④中心集落機能強化等の実効性

社会経済的に見た地域における中心集落の位置づけ、中心集落等における諸機能の提供状況、地域の将来像に関する地域住民や周辺集落等の意向など、地域の実情に即した提案内容となっており、実効性が高いと考えられること。

⑤取組の持続可能性

調査結果の活用方針等が明確であり、中心集落の機能強化や効率的な地域経営の実現に向けた取組が持続的に実施されるような創意工夫がされていること。

5. 提出書類

別紙（様式1）～（様式4）及び参考資料により提出して下さい。

なお、関連資料として、必要に応じ、地域の現状や既存の取組、創意工夫の内容を補足する資料等を添付して下さい。

6. 募集期間及び応募締切

（募集期間）

平成21年6月29日（月）～平成21年7月17日（金）

（応募締切）

平成21年7月17日（金）17：00

7. 提出方法、提出先及び問い合わせ先

以下の宛先へ、指定部数を郵送にて提出して下さい。

（宛先・問い合わせ先）

〒100-8918

東京都千代田区霞ヶ関2-1-2

国土交通省国土計画局広域地方整備政策課 地本・松石

電話：03-5253-8111（内線29-433）

FAX：03-5253-1571

E-Mail：g_NRB_KTS@mlit.go.jp

（提出部数）

様式1～4 : 正本1部、副本5部

参考資料1～2 : 正本1部、副本5部

任意の添付資料 : 1部

返信用封筒（通知用）：1枚（切手貼付、返信先記入のこと）

また、様式1～4及び参考資料2の電子ファイルをCD-R若しくはフロッピーディスクに保存し、同封して下さい。

8. 応募後の手続きとスケジュール（予定）

締め切り日までに、応募書類を提出して下さい。

その後、4.の方針に従って選定作業を行います。採択の結果は、8月下旬頃、文書にて通知致します。

9. 平成21年度以降の評価等

本事業は、モデル的な取組を選定するものであるため、事業終了時の報告に加え、必要に応じ、その後の取組についてフォローアップ調査を行い、地域への波及的な効果等に関する事業の事後的な評価を実施します。

評価等の内容は、国土交通省のホームページ等で紹介させていただき、全国の広域的な生活圏域の形成に取り組んでいる市町村等に対するモデル的な事例として活用させていただきます。

10. 提出していただいた書類等について

提出していただいた書類等については、国土交通省のホームページや配付資料等として公開させていただく場合があります。

なお、書類等の返却はいたしませんので、ご留意下さい。

11. その他

その他、必要に応じて国が行う本事業に関する調査については、最大限の協力を行っていただきますので、あらかじめご了承ください。

以 上